

一、御普請不成刻、拂餘役人出入に可相立事。
 一、割場懸之内不足役人於有之者、翌年に成共埋人出し、未進無之様に可仕。但一步役之内、年中指引掛之外不足分、銀役並に小入用銀除可取立事。

一、正月三日・盆三日・五節句、道中の參懸休不申役人者、追而出人に可有立用事。

一、當分御用懸、十日より外相勤候面々は、御用に懸り候日より役引可申事。

寛文三年正月四日

御普請奉行中

三〇 御馬廻組御番頭等役引之儀御定

御馬廻組御番頭并御使役被仰付人々、御普請役引之儀、定番御馬廻・組外御番頭並之通、三百石引被仰付候條、可被得其意候。以上。

癸酉正月廿五日

奥村 因幡
横山 筑後

村井 出雲
前田 駿河守
本多 安房守

三一 勝次郎殿附之人々無役之儀御定

勝次郎殿(前田吉繼)の御附被成候人々、御普請役引之儀、各書付入御覽候。江戸御廣式御番人並之通、無役可被申渡候。以上。

癸酉二月十九日

前田 駿河守
横山 筑後
村井 出雲
奥村 因幡
本多 安房守
高昌 久兵衛殿
津田 治兵衛殿

戸田 清太夫殿

三二 自分知取候者普請役之儀御定

御家中普請役御定

一、自分知取候者は、被仰出候前日迄親之知行分・自分知共に役相勤、御一行之日付より應御折紙高、役可仕事。

萬治三年六月朔日

今 枝 民 部
奥 村 因 幡
前 田 對 馬

金澤御普請奉行

三三 組入・役引・役入斷書付之儀御定

一、向後新組入衆於有之は、組入日限之書付、其頭より早速可被出事。

一、御用被仰付手前役引、并御用御赦免之衆候は、早速書付被出候様に、其頭より可被申渡候。十五日過候は、

役引之衆は仕過之役可爲損、役入は延引之内、三步共御定之未進銀並に役銀上可申事。
 一、御用被仰付、御國之内并他國に被參候衆は、被罷歸、役引・役入之斷一紙に書付被出候様に、是又其頭より可被申渡。十五日過候は、可爲同前事。

萬治三年六月十日

三四 御普請道具等之儀御定

覺

一、石切鐵道具品々
 一、くは
 一、なた
 一、かま
 一、よき
 一、鶴のはし
 一、まさかり
 一、かなつき
 一、かなてこ